

千曲市告示第82号

千曲市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月23日

千曲市長 小川 修一

千曲市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和4年千曲市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知。以下「県要綱」という。）及びUIJターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領（平成31年3月29日付け30労雇第316号、30産経創第189号長野県産業労働部長通知。以下「県実施要領」という。）において使用する用語の例による。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる者は、県要綱及び県実施要領第5に規定する要件に該当する者とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「」及び就業証明書（様式第2号の1又は様式第2号の2）に必要な書類を添えて」を「、様式第1号の2及び様式第1号の3）に次に掲げる書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 就業先の就業証明書（様式第2号の1、様式第2号の2及び様式第2号の3）
- (2) 申請者の身分を証する書類又はその写し
- (3) 世帯に関する要件を満たすことを証する書類又はその写し（単身世帯の場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支援金を交付した者に対し、移住支援事業

の実施状況について報告させ、又は立入調査をすることができる。

第9条第1号イ中「申請日から、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した」を「交付申請日から、市外に転出した」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合（県実施要領第5に規定するテレワーカーの場合を除く。）

第9条第2号ア中「申請日から、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した」を「交付申請日から、市外に転出した」に改め、同号に次のように加える。

イ 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合（県実施要領第5に規定するテレワーカーの場合を除く。）

様式第1号中

「・就業者

申請の区分	マッチング サイト経由	専門人材	テレワーク	関係人口
-------	----------------	------	-------	------

」を

「・就業者（該当する欄に○をつけてください）

申請の区分	マッチング サイト経由	専門人材	テレワーク	関係人口
-------	----------------	------	-------	------

」に、

「

※勤務先へ行く頻度が週の半分以上であったり、勤務先から通勤手当の支給がある場合、テレワークと認められず、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

」を

「

※勤務日数の1/5を超えて出勤する場合や、勤務先から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、テレワークと認められず、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

」に、

「10 申請者の口座情報」を「10 申請者の口座情報（必ず申請者本人名義の口座であること）」に改める。

様式第2号の1中

「

勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号	

」を

「

マッチングサイト 求人管理番号	
--------------------	--

」に

改める。

様式第2号の2中

「

移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない
雇用保険の 適用状況	雇用保険の被保険者である(資格取得日 年 月 日) ※あるいは、雇用保険被保険者証の写しを添付

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び千曲市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

」を

「

移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
勤務状況	移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施している
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

雇用保険の 適用状況	雇用保険の被保険者である（資格取得日 年 月 日） ※あるいは、雇用保険被保険者証の写しを添付
---------------	--

※ 個人事業主や法人代表者等の方は様式第 2 号の 2 別紙を添付すること

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び千曲市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

」に

改める。

様式第 2 号の 2 の次に次の様式を加える。

(様式第2号の2別紙：個人事業主等のテレワーカーの場合)

年 月 日

(宛先)千曲市長

申請者名

居住地

就業時間の証明書(移住支援金(テレワーク)の申請(報告)用)

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

様式第2号の3を次のように改める。

(様式第2号の3：関係人口の場合)

要件証明書(移住支援金の申請、継続就業の確認用)

年 月 日

(宛先)千曲市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所	〒	
勤務先所在地	〒	
勤務先電話番号	() ー	
就業開始年月日	年 月 日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない	
家業等以外の場合	雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
	就業先区分	<input type="checkbox"/> マッチングサイトの対象企業等の登録要件を満たす企業等 (要件は裏面記載のとおり) <input type="checkbox"/> 職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
	その他	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用
家業等の場合	就業先区分	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 家業(農林水産業以外)

該当する□には、レ点を記入してください。

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長野県及び千曲市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

(裏面)

マッチングサイト 対象企業等の登録要件を満たす企業	<p>□次に掲げる要件のいずれにも該当する。</p> <p>ア 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。</p> <p>イ 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。</p> <p>ウ みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)でないこと。ただし、イの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。</p> <p>(ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人</p> <p>(イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人</p> <p>(ウ) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人</p> <p>エ 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。</p> <p>オ 本店所在地が東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県)のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)でないこと。</p> <p>カ 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>ク 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。</p> <p>ケ 県税の未納がないこと。</p>
------------------------------	--

様式第4号中

「

※注 却下理由は、移住支援事業補助金交付要綱第3条（交付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は却下理由を具体的に記載するものとする。

」を

削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年5月23日から施行し、この告示による改正後の千曲市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の千曲市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱第3条の規定は、施行の日以後に本市に移住した者について適用し、施行の前日に本市に移住した者については、なお従前の例による。